

平成 24 年 1 月 31 日

## 会社法制の見直しに関する中間試案に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 23 年 12 月 14 日付けで法務省民事局参事官室から公表された「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### I はじめに

日本の企業統治論の歴史において、監査役を巡る制度設計の変遷は非常に重要な位置を占めるとともに、制度設計の強化を通じた企業統治の強化の歴史でもある。とりわけ昭和 49 年商法等改正以降の一連の企業統治法制の経緯を踏まえれば、日本の監査役制度は成熟度の高い経営監視機能を持ち、良質な企業統治を可能にする内部統制システムの構築とも相俟って、我が国の企業統治を育んできたといえるが、後を絶たない企業不祥事の発生や、急速な経済のグローバル化に伴う我が国の資本市場の一層の透明性の向上要求などによって、企業統治法制等に関する多くの改善、見直しの議論が今日も継続しているのが現状である。

こうした中で米国型企业統治との比較で寄せられる最近の日本の企業統治への最大の問題指摘は、執行と監督の分離が不徹底であることによる企業統治に関する責任の不明確さと透明性の欠如である。特に、執行を監督すべき取締役会の監督機能の脆弱さと独立した社外取締役の活用等による運営の改善の必要性が指摘されている。

今次の法制審議会会社法制部会では、監査役又は監査委員に関しても重要な課題が掲げられているが、企業統治は執行側のためだけにあるのではなく、それぞれの利害関係者の利益が保護される形で企業経営が行われることこそ企業統治のあるべき姿であり、監査役及び監査委員は執行側の職務執行に対する監査を通じてこのあるべき企業統治の実現に大きな役割を担っている。今回の会社法制の見直しに当たっては、従来監査役又は監査委員が果たしている経営執行者に対する監視機能を客観的に分析・評価した上で、企業統治のより一層の向上を図ることが重要と考える。

上記の観点から、公益社団法人 日本監査役協会は全会員にアンケート調査を行い、3,200 社を超える企業の監査役及び監査委員から回答を得ており、そのデータの解析を参考にして意見を取りまとめている。

## II 本論

### 第1部 企業統治の在り方

#### 第1 取締役会の監督機能

##### 1 社外取締役の選任の義務付け

意見 企業統治において執行からの独立性を有する社外取締役の存在は有用である。社外取締役の義務付けを行う場合には、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社を対象とすることが妥当である。

ただし、各企業の対応に支障をきたさぬための経過措置が必要である。また、取締役会決議の法的安定性を確保するための措置も講じられるべきである。

- 理由 (i) 社外取締役の選任により、企業内のみの論理から離れた客観的な意見が経営に反映されることは、我が国の企業統治について問題指摘されてきた執行と監督の分離の不徹底さを改善し、取締役会による経営監督機能の強化と透明性向上に寄与するものである。義務付けの対象会社としては、海外を含めた投資家からの要請が強いことを勘案すると、資本市場から資金を調達し、不特定多数の株主が存在する有価証券報告書提出会社に限定することが妥当である。また、既に上場会社では独立役員の届け出が義務付けられており、企業の負担感を勘案するとこれらの会社に準じることが現実的と考えられる。
- (ii) 社外監査役と社外取締役の役割は異なり、社外取締役の選任が義務付けられても監査役や監査役会に求められる機能や役割は従前と変わるものではないが、各企業においては、既存の企業統治体制の見直しが行われることも考えられる。その際、これまで社外取締役を選任していない企業では、社外監査役に加えて社外取締役を選任する負担感から、法定要件を満たす範囲内で社外監査役を減少させ、その結果、監査役の監査機能が低下することが懸念される。特に中小規模の企業においては、新たに社外取締役を選任することに伴う負担感への配慮も必要と思われる。こうした状況を勘案すると、各企業の対応に支障をきたさぬための経過措置（猶予期間）が必要である。
- (iii) また、社外取締役の選任を義務化した場合に、死亡・辞任等により社外取締役が欠員となった状態で開催された取締役会や、社外取締役が欠席した状態で開催された取締役会の決議が、社外取締役の参加を欠いたことをもって、違法・無効となると解すると、実務的には、法的安定性の確保という観点から、社外取締役の複数選任や補欠取締役の選任などの対応を迫られることになる。
- このような企業の負担を回避するため、取締役会決議は社外取締役の欠員・欠席をもってただちに違法・無効とはならない旨を明文化するか、あるいは、その旨の解釈が明確化されるべきである。

## 2 監査・監督委員会設置会社制度

意見 企業統治の新たな選択肢を創設することに反対するものではなく、また監査・監督委員会設置会社において、取締役として監査・監督委員に議決権を付与することにより、従来諸外国の投資家を中心に監査役について指摘されてきた「取締役会における議決権」の問題が解消されることは評価できる。ただし、企業統治の機能発揮の観点からは、監査・監督委員会設置会社制度の制度設計にあたっては、試案記載のものに加え以下の二点が必要と考える。

- ①「監査・監督委員会が、監査・監督委員の中から少なくとも一名の常勤の監査・監督委員を選定する」ことを義務付けること。
- ②各監査・監督委員が、独立して業務財産調査権等を行行使することができるようにすること。

なお、試案補足説明にある「新たな機関設計として『監査・監督委員会設置会社』を認めるのではなく、監査役が取締役会において議決権を行行使することができる旨を定款で定めることができるようにすること」も検討すべきである。

- 理由 (i) 監査・監督委員会設置会社制度は第三の制度との位置付けであり、企業統治の選択肢が増えることについては反対する理由はない。また、監査・監督委員が取締役として「取締役会における議決権」を有する意義も認められるが、それだけでなく制度全体として企業統治の観点から評価できる制度設計とすることも極めて重要である。
- (ii) 企業統治の観点からの現行の二制度との比較であるが、東京証券取引所上場会社の98%が監査役設置会社であり、現実の移行を考えると監査役設置会社からの移行を視野に入れることが自然であり、監査役制度そのものは昭和49年以来の改正により成熟度の高い制度になっていることを勘案すると、監査役設置会社制度との比較は制度設計上重要な視点である。
- (iii) 制度の比較は色々な要素を総合して勘案する必要があるが、監査・監督委員が取締役として執行側の選解任に関与するという監査・監督委員会設置会社制度の優位点のみをもってして、監査役制度が持つ企業統治上の優れた点を相殺することは妥当でないと考える。具体的には「株主総会選出」、「任期は他の取締役より長期」、「常勤者の存在」及び「独任制」等が監査・監督委員会及び各監査・監督委員に関する規律として重要な要素であるが、試案では既に前二者については十分な対応がなされていると考えられるが、後二者たる「常勤者の存在」及び「独任制」については、以下の理由から、重要であり、継続した検討が必要と考える。
- (iv) 「常勤者の存在」に関しては、現行会社法第390条第3項と同内容の規定を設けるべきである。その理由は、第一に、監査役会設置会社においては常勤監査役を置くことが義務付けられており、実務上は常勤者が業務の相当部分を整理

して実効的な監査の実現に寄与している。特に、非常勤・社外監査役への説明・情報提供に果たす役割は大きく、非常勤・社外監査役が有効に機能するためには欠かせない存在である。第二に、現行の委員会設置会社においても、当協会の調査によれば、常勤の監査委員を設置している会社は7割<sup>1)</sup>に上る。

なお、内部統制システムを利用した組織的な監査を行う場合でも、監査の実効性をあげるためには、常勤者の機能を活用することが不可欠であることは前述の実態からも明らかであり、監査・監督委員会についても、常勤者の存在を法により担保していくべきである。

(v) 次に、「独任制」についてであるが、監査・監督委員会及び各監査・監督委員の権限は、それぞれ委員会設置会社の監査委員会及び各監査委員が有する権限と同様のものとするとのことであるが、基本的に現行の監査役及び監査役会に与えられた独任制の権限をそのまま踏襲することとすべきである。現行の監査役制度においては、業務財産調査権、取締役・使用人に対する報告請求権、子会社調査権、取締役に対する訴訟提起権等について独任制が採られている。たとえば、不祥事発生の疑義といった緊急時には監査・監督委員会及び指定委員を経由した調査では差止め請求等の権限行使について適切な時機を逸してしまう虞があり、個々の委員による業務財産調査権の行使が企業不祥事の発生予防やその事後対応に際して、制度上最後の拠り所として持つ意義は極めて大きいものと言える。

なお、上記の権限について監査・監督委員の独任制を導入することについては、監査・監督委員会の監査が、内部統制システムを利用した組織監査を想定していることを理由とした反対がありうるが、内部統制システムを利用した組織監査と、各人による実査を通じた監査とは必ずしも相互に排斥しあうものでもない。すなわち、会社法上は、監査役会設置会社においても、取締役会は内部統制システムの基本方針について決議すべきこととされており、内部統制システムを利用した監査（内部監査部門との連携を含む）については、監査役設置会社と委員会設置会社との違いは程度問題でしかなく、実務の運用においても大きな違いはない<sup>2)</sup>。

また、委員会設置会社の監査委員である取締役は、株主総会で、他の取締役とは区別して選任されないのに対して、監査・監督委員会設置会社の監査・監

1) 当協会の調査によると、委員会設置会社のうち、監査委員会に常勤者を置いている会社の割合は70.3%である（当協会「第12回インターネット・アンケート 定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果《委員会設置会社版》」月刊監査役N0.591別冊付録8頁）。

2) 監査役及び監査委員会にとって、情報収集はその監査職務上重要な要素である。この点について、内部監査部門が実施した監査結果の監査役又は監査委員会に対する報告・伝達の状況につき、「定期的に行われている」と回答した会社は監査役設置会社で85.7%、監査委員会で87.8%とほぼ同数である（当協会「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査結果報告書」月刊監査役N0.534臨時増刊号53頁。東証一部上場会社での比較）。

督委員である取締役は、株主総会において、他の取締役とは別に選任されることにも鑑みれば、株主は個々の監査委員が監査委員間相互の制約に服さず、必要に応じて独自に権限を行使することにより、充実した監査がなされることを期待していると考えられることでもできるのであり、委員会設置会社の監査委員・監査委員会の権限と異なった規律を設けることに不整合はない。

(vi) 監査・監督委員会設置会社への移行数という観点から考えると、監査・監督委員会設置会社制度においては、企業での検討を促進させるに足る制度設計を行う必要がある。

(vii) また、補足説明にある監査・監督委員会制度の創設に代えて、「監査役が取締役会において議決権を行使することができる旨を定款で定めることができるようにすること」も検討に値すると考える。

### 3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

#### (1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い

意見 (i) 社外取締役及び社外監査役（以下あわせて「社外役員」という。）の要件に親会社の関係者でないものを追加すること、及び経営者の近親者でないものであることを追加するA案に賛成である。ただし、親会社の関係者が社外と認められないことに伴う実務への影響が大きいことから、適用に当たっては経過措置が必要である。なお、当該株式会社及びその子会社を除く「親会社の子会社」の関係者については独立性の観点から社外の対象から外すことも検討に値すると考える。

(ii) 試案注記にある「重要な取引先の関係者」についても、社外役員の対象外とすることに異論は無い。ただし、対象を明確にするとともに適切な範囲とする必要がある。また、親会社の関係者と同様に経過措置が必要である。

(iii) 試案のA案によると、親会社の社外監査役が子会社の監査役を兼務する場合には子会社監査役としては「社外」監査役と認められなくなるが、この場合でもなお子会社の「社外」監査役として扱われることとすべきである。

理由 (i) 独立性を高めるために親会社の関係者を除外すべきであるが、当協会が実施した調査によれば、当協会の会員会社の約4割が「親会社を有する会社」<sup>3)</sup>であるほか、非上場会社に限ってみれば、現に社外監査役として選任されている者のうち、その「前職又は現職」が「親会社の役職員」であるとする割合が約半数<sup>4)</sup>に上る実態があることから、要件の見直しを行う場合には、実務上混乱

<sup>3)</sup> 当協会の調査によると、「親会社を有する」と回答した会社は全体の40.6%に上る（前掲注2、2頁）。

<sup>4)</sup> 当協会の調査によると、社外監査役の「前職又は現職」について、「親会社の役職員」であるとする割合は上場会社で6.3%、非上場会社で47.5%であり、とくに非上場会社への影響が大きい（当協会「第12回インターネット・アンケート 定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果《監査役設置会社版》」月刊監査役N0.591別冊付録6頁）。

が起きないように十分な配慮が必要である。また、「重要な取引先の関係者」についても、独立性維持の観点から、除外することが適切である。ただし、法的安定性を確保するために、対象を適切かつ明確に定めた指針の作成が必須である。加えて、経過措置の必要性についても親会社の関係者等と同様である。

- (ii) 試案のA案によると、現行法の扱いとは異なり、親会社の社外監査役が子会社の監査役を兼務する場合には子会社監査役としては「社外」監査役と認められないこととなる。監査役は非執行役員であり、執行からは完全に独立していることを考えると、親会社の社外監査役を子会社の社外監査役として認めない理由はない。親会社の監査役は子会社の監査役を兼務することにより、子会社経営の実態をより近くかつより深く理解することが可能となり、企業集団としての実効性のある監査に貢献すると考えられる。親会社「社外」監査役が子会社「社外」監査役と認められないことは、子会社で別途「社外」監査役を選任することが必要となる場合も出てくることになり、企業の負担が増えるだけでなく、企業統治の観点から本来歓迎すべき親会社「社外」監査役の子会社監査役兼務を妨げることにもなりかねず、親会社社外監査役が子会社の監査役を兼務する場合でも、子会社の「社外」監査役として扱われることとすべきである。

## (2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

意見 社外役員について、就任前の全期間について会社等と関係がないものとする現行法の規律は特段見直す必要はないと史料する。

理由 「対象会社及びその子会社」という現在の社外規制要件を変更しなければならない特段の事情はなく、当協会の調査によれば回答の約6割が変更不要との意見である。

## 第2 監査役の監査機能

### 1 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

意見 監査役（監査役会設置会社においては、監査役会。以下「監査役（会）」という。）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等についての決定権を有するものとするA案に賛成である。

理由 (i) 監査を受ける立場にある取締役（会）が監査を行う立場にある会計監査人の選解任等に関する議案及び報酬等を決定する現行法の仕組みは、会計監査人の独立性確保の阻害要因となり得る。

(ii) 取締役（会）による恣意的な会計監査人の選解任等と報酬等の決定を防止することは、我が国の企業統治の「底上げ」を図る上で重要である。

(iii) また、実務の現場において当事者たる会計監査人が、監査役に選解任等及び

報酬等の決定権を与えることで独立性を確保すべきであると考えている<sup>5)</sup>。監査役がかかる決定権を有すること等により、従来以上に会計監査人と監査役との連携が進展・充実することから、その見解を尊重すべきである。

## 2 監査の実効性を確保するための仕組み

総論 試案に基本的に賛成である。ただし、補足説明に掲げられている「監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項」等、これらの具体的な内容が必ずしも明らかでないことから、今後、本案の内容を明確にする必要がある。

なお、試案及び補足説明における提案に加えて、監査を支える体制に関する規定の充実・具体化にあたっては、「監査役と内部統制（監査）部門との連携に関する体制」についても、内部統制システムに関する事項に追加すべきである。

### 各論（1） 監査を支える体制に係る規定の充実化・具体化について

意見 試案に賛成である。具体的には、専任か兼任かを問わず、各社に最低一名の監査役補助使用人が設置を義務付けるべきである。

理由（i）実態上、多くの企業では、監査役が職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を活用することにより職務の実効性確保に務めているところであり、こうした監査を支える体制を充実させるという試案に賛成である。

（ii）現行法では、取締役（会）に、監査役職務執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない義務が課されており、監査役スタッフの確保体制もその内容のひとつとなっている（会社法第362条第4項第6号等、同施行規則第100条第3項等）。しかし、監査役スタッフを置いている会社は上場会社においても約半数にとどまり<sup>6)</sup>、置いている会社でも専属スタッフの平均は1人にも満たないのが<sup>7)</sup>現状である。こうした状況を踏まえ、監査役職務の実効性を確保するために、「専任か兼任かを問わず各社に最低一名の監査役補助使用人の設置」の義務化が必要である。ただし、中小規模会社においては補助使用人の設置が会社に過度の負担をかける恐れがあることから、経過措置の設定を含め円滑な導入を図ることが望ましい。なお、中小規模の会社に鑑み、義務化は難しいというのであれば、会社法施行規則の改正により、補助使用人の設置状況を事業報告の必要的記載事項として開示を義務付けるべきと考える。

<sup>5)</sup> 法制審議会会社法制部会第2回会議友永道子参考人報告（平成22年5月26日）。

<sup>6)</sup> 当協会の調査によると、上場企業1930社中、専属又は兼務スタッフがいる会社は51.8%である。そのうち専属スタッフがいる会社は、19.3%である（前掲注4、11頁）。

<sup>7)</sup> スタッフ総数は平均2.0人、専属スタッフに限定すれば平均0.81人である（前掲注4、11頁）。

**(2) 監査費用に係る会社の方針に関する事項の追加について**

意見 試案の補足説明記載の提案に賛成である。

理由 現行法では、監査費用に関しては立証責任が転換されている（会社法第 388 条）。その趣旨は、費用の観点からの監査役の独立であり、監査役監査の実効性を確保する一つ的手段となっている<sup>8)</sup>。監査費用に係る会社の方針が内部統制に関する事項に追加されることで、費用の観点からの監査役の独立性の確保及び監査役スタッフの充実に一層寄与するものと考えられる。

**(3) 監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化について**

試案に賛成である。なお、補足説明にて提案されている「使用人が監査役に法令違反等の情報を提供したことを理由として当該使用人に対して不利益な取扱いをしないようにするための体制」を内部統制システムに関する事項として明記することにも賛成である。

**(4) 内部統制システムの運用状況の概要等の事業報告の内容への追加について**

意見 試案に賛成である。

理由 (i) 内部統制システムについては、その構築のみならず、適切に運用されていることも重要であり、運用状況も開示することが内部統制システムの強化に資することになる。

(ii) 事業報告への内部統制システムの運用状況の記載を法定化することは、実のある内部統制システムの構築・運用の必要性を執行側に認識させる効果があるほか、監査役にとっては単に内部統制システムの運用状況についての情報を得るだけでなく、その反射的效果として監査報告書に内部統制システムの運用状況に係る監査結果を必ず記載することを意味する。したがって、高い意識を持った監査役監査の実現が期待され、企業統治の強化にもつながるものと思料する。

**(5) 監査役と内部統制（監査）部門の連携に関する体制の内部統制システムに関する事項への追加について**

意見 監査の実効性を確保するための仕組みとして、「監査役と内部統制（監査）部門との連携」について内部統制システムに関する事項に追加することを監査の実効性を確保するための仕組みとして明文化すべきである。

理由 監査役がより質の高い充実した監査を行うには、監査役スタッフの設置と

---

<sup>8)</sup> 監査役監査基準第 12 条では「監査役会に関して費用につき予算計上が望ましい」、「緊急または臨時に支出した費用を会社に償還請求できる」旨、法の確認規定を置いている。



ともに、企業統治を担う執行部門（内部統制・内部監査部門等）との連携が不可欠である。また、実際の監査役の実務も、これを裏付ける方向へと進みつつある状況である。この連携をより確かなものとするため、「監査役と内部統制（監査）部門との連携に関する体制」について内部統制システムに関する事項に追加すべきである。

**(6) 監査役の一部選任に関し従業員が関与することについて**

意見 試案の注記にある「監査役の一部の選任に関し、株主総会に提出する議案の内容を従業員が決定する」ことに反対である。

理由 本提案の趣旨は、補足説明にあるとおり、従業員が監査役に不祥事等の情報を提供しやすくすることにある。上記(3)「監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化」を図ることで、本提案の趣旨は十分に実現されるものと思料する。

**第3 資金調達の場合における企業統治の在り方**

**1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等**

**(2) 情報開示の充実**

意見 試案注記にある通り「募集株式の発行等についての監査役または監査委員会の意見を株主に通知すること」に賛成である。

理由 少数株主保護の観点から、上記意見の開示は必要と考える。なお、この場合の「監査役又は監査委員会の意見」とは、原則的には、当該資金調達に係る意思決定プロセスの監視・監督が主要な観点となると考える。

**第2部 親子会社に関する規律**

**第1 親会社株主の保護**

**1 多重代表訴訟**

意見 (i) 多重代表訴訟制度を創設するA案については、親会社株主保護の観点からは一定の意義を認めるものの、当協会が実施したアンケートによれば制度設計の詳細に関する情報が不十分であることなどから、明確な意思表示ができないとする意見が少なくない。

また、制度導入に際しては、提訴請求を受けた子会社が適切な対応をとるために必要な制度上の手当を講じる必要がある。

一方、多重代表訴訟制度を創設しないとするB案の注記についてコメントすると、親会社取締役の注意義務の程度について企業集団の実情を踏まえた取締役会の裁量が認められることが確認されるべきである。

(ii) 連結経営が重視される中で、親子会社に関する規律の問題は、「企業集団の監査の在り方」そのものを問う問題であり、多重代表訴訟制度をはじめとした親

会社株主の保護だけでなく、企業集団に関する情報開示の在り方の再検討等、親会社及びグループ会社各々の監査環境の整備と連携に係る「連結監査体制の整備」が重要である。

したがって、多重代表訴訟とは別に、より本質的な問題としてA案、B案にかかわらず親会社監査役（監査委員）と子会社監査役（監査委員）の連携など、「連結監査体制の整備」を更に推進すべきである。

理由（i） A案については、法人格の独立性を尊重しつつも、グループ経営における実効性のある企業統治の必要性に鑑み多重代表訴訟制度の意義は認められる。ただし、制度の導入に際しては、提訴請求を受けた子会社の適切な対応を可能とするための立法措置が講じられるべきである。完全子会社の取締役等の職務執行は、親会社の関与の下になされることもあり、また、完全子会社の取締役等に任務懈怠があった場合は、親会社はその責任追及のための措置をとることもある。加えて、試案においては、親会社に損害が発生したことが多重代表訴訟の提起の要件とされている。

したがって、提訴請求を受けた子会社において、提訴にあたって必要な調査・検討や提訴の判断を適切・迅速にできるように、提訴請求を受けた者が親会社に対して、必要な調査への協力を求めることができるような制度上の手当てが講じられるべきである。

（ii） B案及びその（注）については、子会社取締役の職務執行の監督に関する親会社取締役（会）の注意義務の内容等が不明確であれば実務への悪影響が懸念される。注意義務の程度を法令で示すことは難しいが、少なくとも今後の会社法制部会の審議や立案担当者の解説等により、注意義務の程度について子会社個社の実情に応じ親会社取締役会に一定の裁量権があることは確認されるべきと考える。

（iii） 我が国の企業集団における企業統治を考える場合、多くの企業集団においては、主力事業を自社の内部組織として持つ「事業持株会社」という組織設計も採用され、非上場の企業集団で構成されるグループ会社を傘下に持つ連結経営が主流となっているのに対し、必ずしも企業集団全体を通じた企業法制、企業統治になっていないとの指摘がある。

親子会社に関する規律の問題は、「企業集団の監査の在り方」そのものを問う問題であり、「連結監査体制の在り方」を根本から考え直さなければ、責任ある監査を実行することは難しい。かかる観点から、企業集団に関する情報開示の在り方の再検討等、親会社及びグループ会社各々の監査環境の整備と連携に係る「連結監査体制の整備」は、今後検討を行うべき重要なテーマである。

## 第2 子会社少数株主の保護

### 1 親会社等の責任

意見 B案に賛成である。

理由 試案で考えられている「子会社が不利益を受けたかどうかの判断の基準」は、「親会社の責任の有無の判断基準は当該取引が行われなかったと仮定した場合と比較して子会社が不利益を受けたかどうか（いわゆる、なかりせば基準）」であり、子会社が被る不利益の有無の程度について、個別の取引毎の条件のほかその他一切の事情を考慮して判断することとされている。個別の取引のみならず、親会社との間における他の取引の条件や親会社との間の事業機会の配分の状況等も勘案して不利益の有無を判断することが必要となるが、その判断基準は明確でなく、濫訴のおそれも懸念される。

### 2 情報開示の充実

意見 試案に賛成である。

理由 (i) 親子会社間の利益相反取引について、監査役の意見の開示を通じて情報開示の充実を図ることは、子会社少数株主の保護の実効性の確保に資するものと思料する。

(ii) なお、「個別注記表等に表示された親会社等との取引」の範囲について、個別注記表の記載対象とされている関連当事者は、その範囲が極めて広範である（会社計算規則第112条）。有効かつ効率的な監査役監査を行うため、個別注記表等に表示された取引のうち、株式会社と親会社又はそれと同等の影響力を有すると考えられる者との間の取引に限定して監査役の監査報告の記載事項とするとする補足説明の考え方は適切である。

## 第3部 その他

### 第3 その他

#### 2 監査役の監査の範囲に関する登記

意見 試案に賛成である。

理由 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合に、会社法第2条第9号において監査役設置会社に含まれないとされるにもかかわらず、登記上「監査役設置会社」とされてきたことは、監査役の権限の範囲について対外的に誤解を生じさせる要因ともなっていたところである。

以上